

答 申 第 6 号

平成20年 9月30日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年4月16日付け駅整発第6号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

熊本駅西土地区画整理事業における営業補償等を熊本市現行条例等に従わずに行わない  
とすることができる文書の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[ 諮問第5号 ]

別 紙

諮問第5号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本駅西土地地区画整理事業における営業補償等を熊本市の現行条例等に従わずに行わないとすることができる文書（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「熊本市土地地区画整理事業建物等補償要綱」に、「本要綱に拠り難いもの又は規定のない事項は補償審査会の議を経てこれを定める。」とあるが、補償審査会を永年に亘り開催しないのは、その法的根拠を示す書類が存在するからであり、不存在とは思えない。
- (2) 「熊本駅西土地地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準」第6条に（基準に定めのない場合の措置）「この基準に定めのないもの又はこの基準に拠り難いものについては、その実情に応じて適正に補償するものとする。」とあるが、困窮を極める市民の永年に亘る要望、請願、直接交渉等の訴えにも関わらず、熊本市政が適正に補償しないのは、その法的根拠を示す文書が存在するからであり、不存在とは思えない。
- (3) 「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」第61条（少数残存者補償）「土地等の取得又は土地等の使用に係る土地を事業の用に供することにより、生活共同体から分離される者が生じる場合において、これらの者に受忍の範囲を超えるような著しい損失があると認められときは、これらの者に対して、その者の請求により、個々の

実情に応じて適正と認められる額を補償することができるものとする。」とあるが、熊本市政が適正に補償しないのは、その法的根拠を示す文書が存在するからであり、不存在とは思えない。

- (4) 「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則」第40「基準第61条（少数残存者補償）は、次により処理する。」として、同第2項「ダム築造等の大規模な工事の施行によって、生活共同体の相当部分が移転するため残存者に受忍の範囲を超えるような著しい損失が生じると認められるときは、次により算定した額を基準として補償するものとする。」とある。事業主である熊本市は熊本駅西土地区画整理事業において、少数残存者現象を発生させており、少数残存者補償を適用しなければならないのに適用していない。ダム築造等の「等」を「ダムだけの適用」としているのは、あり得ない。

#### 4 実施機関の説明趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市土地区画整理事業建物等補償要綱は、第二次世界大戦で被害を受けた都市部の復興を図るため昭和21年2月に立法された「特別都市計画法」に基づき策定されたもので、昭和29年の同法廃止に伴い、この要綱も失効している。

よって、本件文書は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

本市の損失補償事務は、日本国憲法第29条に規定される「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」という趣旨に基づき、「熊本駅西土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準」を策定し、適切に実施している。

よって、本件文書は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準第61条」は、行政が土地等を取得し、又は土地等の使用に係る土地を事業の用に供することにより、生活共同体から分離される方が生ずる場合、これらの方々の受忍の範囲を超えるような著しい損失があると認められるときに適正な額を補償するものである。

熊本駅西土地区画整理事業は、単に土地等の取得を行うものではなく、将来にわたる健全な市街地の形成を目的とする事業であるとともに、「熊本駅西土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき事業を推進しており、同基準61条の規定は該当しない。

また、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則第40」に記載されている「ダム築造等」の「等」についての解釈については、例えば、ダム築造工事などで半恒久的に生活共同体から分離されることと同等の行為のことを指すと認識しており、熊本駅西土地地区画整理事業は、これに該当しないと考えている。

よって、本件文書は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件文書について

本件文書は、申立人が主張する熊本駅西土地地区画整理事業における営業補償等を熊本市の現行条例等に従わずに行わないとすることができる次の文書である。

ア 「熊本市土地地区画整理事業建物等補償要綱」に規定する「建物等」の「等」の法的解釈根拠を示す書類

イ 「熊本市土地地区画整理事業建物等補償要綱」に規定する補償審査会を開催しない法的根拠を示す書類

ウ 「熊本駅西土地地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準」第6条に「この基準に定めのないもの又はこの基準に抛り難いものについては、その実情に応じて適正に補償するものとする。」とあるが、その実情に応じて適正に補償しない不遵法の法的根拠を示す書類

エ 「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」第61条（少数残存者補償）を不遵法とする法的根拠を示す書類

オ 「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則」にあるダム築造等の「等」を「ダムだけの適用とする」と解釈した法的根拠を示す書類

### (2) 判断に当たったの基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

### (3) 本件文書の存否について

申立人が開示を求める本件文書は、申立人のいう「熊本駅西土地地区画整理事業に於ける熊本市現行条例等による営業補償の『不遵法』の法的根拠」に関する文書である。

しかしながら、およそ条例等の法規範は遵守されることが前提であるから、一方で条例等を制定しながら他方で当該条例等を遵守しないことの根拠を法的に定めることはあり得ない。したがって、そもそも申立人のいう条例等の不遵法の法的根拠に関する文書が存在すること自体が背理である。

それゆえ、本件文書が存在しないとする実施機関（熊本駅周辺整備事務所）の主張

は、十分に合理的であり、本件文書は存在しないと認められる。

なお、実施機関は、要綱等の解釈について、申立人に対し、既に示しているところである。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男
委	員	馬	場	啓

[参考]

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年 4月17日	熊本市長から諮問を受けた。
平成20年 5月 2日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成20年 5月16日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成20年 5月30日	異議申立人、実施機関双方から意見を聴取した。
平成20年 7月11日	諮問の審議を行った。
平成20年 8月 8日	諮問の審議を行った。
平成20年 8月28日	答申（案）の審議を行った。
平成20年 9月30日	答申（案）の審議を行った。